

外出自粛等の要請について

(特措法第24条第9項)

<県民の皆様への協力要請>

要請内容

午後8時以降の**不要不急**の**夜間外出自粛**

要請期間

令和3年1月 8日(金) 午前 0時から
令和3年1月31日(日) 午後12時まで

◆ **高齢者**や**基礎疾患**のある方の**不要不急**の**外出自粛**

(仕事、授業、受診、買い物、屋外での運動・散歩を除く)

◆ **東京都との往来**は、できるだけ**控えて** (仕事、授業、受診を除く)

<事業者の皆様への協力要請>

◆ 全ての**イルミネーション**の**早め**の**消灯**

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

<事業者の皆様への協力要請>

要請内容

営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮

要請期間

- ① 令和3年1月 8日 (金) 午前 0時から
令和3年1月 11日 (月) 午後 12時まで
- ② 令和3年1月 12日 (火) 午前 0時から
令和3年1月 31日 (日) 午後 12時まで

対 象

- ① さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の
「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」
- ② 県内の飲食店 (カラオケ店、バー等を含む)

営業時間

午前5時から午後8時まで

酒類提供時間

午前5時から午後7時まで

事業者(オフィス系)への要請

① テレワークの徹底 目標値：県内企業の50%

② 在宅勤務・時差出勤の徹底

③ 職場・寮における感染防止策の徹底

④ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

- 経済団体、労働団体を通じて、県内企業及び従業員に要請
- 県ホームページやメールマガジンを通じて、県内企業及び従業員に周知